

## 地域活性化起業人（副業型）募集要項

玉川村では、総務省の地域活性化起業人（副業型）制度を活用して、ICT教育の推進に関する課題を解決するための学習支援や専門的知見の提供などの取り組みに対して、ご支援ご協力いただける副業人材の方を募集します。

※ 令和8年度玉川村一般会計予算が議決されなかった場合は、事業内容の変更又は中止とすることがあります。

### 1 事業の概要

本事業は、「地域活性化起業人（副業型）制度」を活用し、三大都市圏等に所在する民間企業等に所属する個人と本村が契約を結んだ上で、本村が取組む地域課題に対し専門的なノウハウや知見を活かして地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組を行っていただくものです。

### 2 業務内容

玉川村内の小中学校におけるICT教育の推進に関する、次の業務を行います。

#### (1) 学習支援

児童・生徒へのプログラミングやICT機器活用授業のサポート、学習アプリの活用支援

#### (2) 教職員への専門的指導

教職員を対象としたICT活用スキルの研修、授業案の作成・運用支援、校務効率化の助言

#### (3) 教育DXの推進

GIGAスクール構想の深化に向けた環境整備のアドバイス

#### (4) その他

上記に関連する業務及び目的を達成するために必要な業務

### 3 募集人数

1名

### 4 応募条件

次の要件のすべてを満たす方

#### (1) 所属企業の所在地

三大都市圏、または三大都市圏外の指定都市、中核市、県庁所在市に所在する企業等に勤務していること

#### (2) 所属企業の承諾

副業型地域活性化起業人として活動することについて、勤務先の企業から承諾を得ていること

### 5 契約期間及び形態

(1)契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(2)契約形態 業務委託契約（個人契約）

※任用期間は、6カ月以上3年以内です。

※令和9年4月1日以降の契約は、状況に応じて更新の要否を判断します。

## 6 主たる勤務地

村内の小中学校（玉川第一小学校、須釜小学校、玉川中学校）

## 7 勤務条件

月4日以上かつ月 20 時間以上業務に従事し、うち玉川村内に月3日以上滞在を必須とします。  
具体的な勤務日時は協議により決定します。

## 8 委託料の額

契約に基づき、従事期間中の報償費等と移動に係る旅費の実費分として、年間 200 万円を限度に負担します。なお、委託料は報償費および旅費で構成するものとし、その会計年度内における上限額はそれぞれ 100 万円とする。

## 9 応募方法

### (1) 応募書類

以下の書類をメール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

- ① 玉川村地域活性化起業人（副業型）申込書
- ② 職務経歴書（任意様式）
- ③ 本募集要項「2 主な業務の内容」に係る本業での実績事例（任意様式）  
※プログラミング教育の開催実績など関連する実績事例など
- ④ 所属企業から副業の承諾を得ていることが分かる資料（任意様式）

### (2) 応募期限

令和8年3月19日（木） 17時（必着）

### (3) 質問受付

- ① 受付期間：令和8年3月13日（金） 17時まで
- ② 質問方法：下記電子メールアドレス宛に、質問書（任意様式）を提出してください。  
なお、電話・口頭・FAX等での質問は受け付けません。

電子メールアドレス：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

- ③ 回 答：質問に対する回答は、令和8年3月17日（火）までにメールにて回答いたします。

### (4) 提出・問合せ先

玉川村企画政策課

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

TEL：0247-57-4628 E-mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

## 10 選考方法

提出された書類及び面談により選考させていただきます。

なお、選考後に受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく委託契約を交わします。

## 11 その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。